

政務活動費関係資料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正	平成14年6月21日条例第31号	平成15年4月30日条例第19号
	平成18年12月11日条例第44号	平成20年10月14日条例第28号
	平成25年2月20日条例第1号	
	〔題名改正〕	

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年1号〕

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例1号〕

（会派に係る政務活動費）

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

（議員に係る政務活動費）

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例1号〕

（議長に対する届出）

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

（区長への通知）

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適

正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成14年6月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月11日条例第44号）

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）

	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 (印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

別記様式

(第10条、第11条関係)

全部改正〔平成25年条例1号〕

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日
規則第35号

改正 平成19年3月30日規則第48号

平成25年2月20日規則第2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年2号〕

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日規則第2号）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

第1号様式

(第2条関係)

一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 2 号様式

(第 2 条関係)

一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 3 号様式

(第 3 条関係)

一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 4 号様式

(第 3 条関係)

一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 5 号様式

(第 4 条関係)

一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 6 号様式

(第 5 条関係)

一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 7 号様式

(第 6 条関係)

全部改正〔平成19年規則48号〕、一部改正〔平成25年規則 2 号〕

第 8 号様式

(第 7 条関係)

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2 号〕

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号

改正	平成20年4月1日議長訓令甲第2号	平成22年4月1日議長訓令甲第2号
	平成23年3月31日議長訓令甲第1号	平成24年3月30日議長訓令甲第1号
	平成25年2月28日議長訓令甲第1号	平成26年3月31日議長訓令甲第1号
	〔題名改正〕	
	平成27年3月31日議長訓令甲第1号	平成28年3月31日議長訓令甲第2号
	平成29年3月31日議長訓令甲第1号	平成30年3月30日議長訓令甲第4号
	令和2年3月31日議長訓令甲第1号	

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
 - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

（その他）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日議長訓令甲第2号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日議長訓令甲第4号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	○ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政

	務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する） ○視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする
研修費	○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする ○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する ○政治資金規正法に定める政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する
広聴広報費	○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする） ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する
要請陳情等活動費	○細目なし
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	○細目なし
資料購入費	○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員1人当たり各1部とする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事務費	○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする

	○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない） ○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table><tr><td>固定電話（事務所専用）</td><td>1/2</td></tr><tr><td>固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）</td><td>1/2</td></tr><tr><td>固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）</td><td>1/4</td></tr></table> ○政務活動に使用する電話・ F A X については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする			固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）	1/4																		
固定電話（事務所専用）	1/2																										
固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）	1/2																										
固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）	1/4																										
事務所費	○事務所賃借料について <table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table> ※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする ○事務所光熱水費について <table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table> ○事務所駐車場賃借料について <table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table>			自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																										
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする																									
	自宅兼用	計上できない																									
自己所有	計上できない																										
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする																									
	自宅兼用	計上できない																									
自己所有	計上できない																										
賃借	事務所専用	事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1/2とする																									
	自宅兼用	計上できない																									
人件費	○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員 1 人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする																										

付記 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号・28年2号・29年1号・30年4号・令和2年1号〕

(第3条関係)

第2号様式

(第3条関係)

一部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

第3号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成23年議長訓令甲1号〕、一部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

各区政務活動費について

令和7年6月1日現在

(単位:千 円)

	順位	1人当り年額	1人当り月額	条例制定時 (平成13年)	改定状況	改定差額
世田谷	1	2,880	240	240	改定なし	
大 田	2	2,760	230	230	〃	
練 馬	3	2,520	210	210	〃	
江 東	4	2,400	200	200	〃	
渋谷	4	2,400	200	200	〃	
江戸川	4	2,400	200	200	〃	
品 川	7	2,280	190	190	〃	
板 橋	8	2,160	180	180	〃	
葛 飾	8	2,160	180	160	平成18年4月1日改定	2万円引上げ
杉 並	10	1,920	160	160	改定なし	
足 立	10	1,920	160	160	〃	
千代田	12	1,800	150	150	〃	
港	12	1,800	150	150	〃	
新 宿	12	1,800	150	150	〃	
中 野	12	1,800	150	150	〃	
豊 島	12	1,800	150	150	〃	
北	12	1,800	150	150	〃	
台 東	12	1,800	150	125	令和7年4月1日改定	2万5千円引上げ
目 黒	19	1,680	140	170	平成19年4月1日改定	3万円引下げ
文 京	19	1,680	140	150	平成20年4月1日改定	1万円引下げ
墨 田	19	1,680	140	140	改定なし	
中 央	22	1,560	130	130	改定なし	
荒 川	23	960	80	160	平成19年4月1日改定	8万円引下げ
平 均		2,004	167	170		

※平均は、千円未満四捨五入。

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）の推移

1. 経過

年	主 な 内 容
昭和 35 年	○「東京都杉並区議会における各会派に対する区政調査研究委託費の交付に関する規則」制定 ・各会派に区政調査研究委託費を交付 ・議員個人に対して交付することができない。
平成 12 年	○地方自治法の一部改正（平成 13 年 4 月 1 日施行） ・議員の調査研究に必要な経費の一部として条例により会派又は議員に対し政務調査費を交付できることとされた。
平成 13 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」制定（平成 13 年 4 月 1 日施行） ・条例による交付となり「政務調査費」に名称変更 ・会派又は議員個人に交付 ・出納簿の写しの提出
平成 18 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」一部改正（平成 19 年 5 月 1 日施行） ・出納簿及び領収書その他の証拠書類の提出
平成 19 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」一部改正（平成 19 年 5 月 1 日施行） ・使途基準中「懇親会費」を削除 ○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程」制定（平成 19 年 5 月 1 日施行） ・領収書等を貼付する用紙の様式及びその他の提出帳票類を規定 ○「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」制定 ・政務調査費と政務調査費以外を区分して支出した場合の上限と按分割合を設定（一部）
平成 20 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行） ・学識経験者等の意見を反映させ、より具体化した「使途基準細目」を設定 ・駐車場代、ガソリン代、事務所費等の按分の割合を設定
平成 22 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 22 年 4 月 1 日施行） ・政治資金パーティの経費や政党及び政治団体の年会費に関する支出の禁止 ・切手購入の年額制限を設定 ・ホームページの作成及び維持管理費は、実態に則して按分 ・人件費について、議員と生計を一にする親族への支出を禁止とし、月当たりの上限額を設定
平成 23 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 23 年 5 月 1 日施行） ・スイカ、パスモ等のチャージ料の計上を廃止。スイカ等を使用した場合は、交通費記録簿を作成するか、利用明細を添付し、利用区間、目的等を補記 ・視察等に要する費用について、行程表を添付。往復の旅費が 3 万円を超える場合、視察報告書を添付

平成 24 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行） ・タクシー利用額の上限は月額 20,000 円とする。（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用） ・宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が 30,000 円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料等を添付 ・備品台帳を作成した場合は、その写しを提出。また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控える。 ○地方自治法の一部改正（平成 25 年 3 月 1 日施行） ・政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。
平成 25 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」一部改正（平成 25 年 3 月 1 日施行） ・「政務活動費」に名称変更 ・「政務活動費に要する経費」（旧使途基準）を設定 等 ○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 25 年 3 月 1 日施行） ・「政務活動費」に名称変更 ・「政務活動に要する経費細目」（旧使途基準細目）に、「広聴広報費」及び「要請陳情等活動費」を新設 ・タクシー利用額の上限を、月額 20,000 円から年額 240,000 円に改定 ・区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は 1/2（議員 1 人 1 回当たり 5,000 円を限度）とする ・携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、支出割合の上限 1/2 を撤廃し、実態に即して按分
平成 26 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行） ・公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は 1/2（政務活動費年間交付額の 1/3 を限度）とし、「通学の目的」を記載し、カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料を添付 ○その他決定事項 ・収支報告の際、交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとし、交付額を著しく超過するようなケースが発生した場合は、その都度、事務局から当該会派・議員に対して監査の判断（意見）を示すとともに、注意喚起等を行う。
平成 27 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行） ・大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。 ・切手を購入する場合の年間上限額を 100,000 円から 30,000 円に改め、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする。 ・はがきを購入して事務費として計上する場合は、年間上限額を 30,000 円とする。ただし、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする。

	○その他決定事項 ・ 事務所費、ガソリン代、駐車料金、タクシー代、日常の交通費、事務用品・備品購入費、新年会費等支出の際の要件の明確化・厳格化 ・ 事務局への書類の提出時期を年3回から四半期ごとに改正 ・ 収支報告書について、翌年度の7月頃を目途に区議会ホームページに掲載 ・ 交付額を超過した収支報告については、交付額の範囲内で収支報告するよう努めるものとする。 ・ 改選時等に、全議員（特に新人議員）を対象に説明会を開催 ・ 手引書の全面改訂
平成 28 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行） ・ ガソリン代の支出割合の上限を 1/2（議員 1 人当たり月額 5,000 円を限度）とする。 ・ 自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は、計上できないものとする。 ○その他決定事項 ・ 書籍代や備品購入費の支出の際の要件の明確化・厳格化 ・ 交付額の範囲内で収支報告するものとする。
平成 29 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行） ・ 自宅兼用事務所の賃借料は、計上できないものとする。
平成 30 年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を原則 1/2 とする。 ・ 団体年会費については、規約等を添付し、区政との関連性を記載 ・ 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができない。 ・ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する。 ・ 視察先への土産代に関する支出は、1 箇所当たり 5,000 円を限度とする。 ・ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり各 1 部とする。 ・ ポイントカード制を導入している小売店での購入により発生した「ポイント」が領収書等によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除 ○その他決定事項 ・ 勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記（人件費） ・ 一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出 ・ 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書等に、経費分担を明記 ・ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等（区議会議員〇〇事務所等）を有していることが必要
平成 31 年	○決定事項 ・ 区議会の自律的なチェック機能を充実・強化する。 ・ 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を記載する旨、再度周知徹底する。 ・ 杉並区議会ホームページで手引書を公開する。

令和2年	○「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」の一部改正（令和2年4月1日施行） ・月極駐車場代は計上できないものとする。 ・事務所駐車場賃借料について、支出割合の上限は1/2とする。ただし、自己所有又は自宅兼用事務所の駐車場である場合は計上できない。 ○その他決定事項 ・事務所駐車場の賃借料を計上する場合、「賃貸借契約書の写し」等を添付 ・杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努める。 ・年会費の支出目的が資料購入を目的とする場合は、入会目的など区政との関連性を記載し、出納簿に「年会費」を明記 ・講師謝礼金については、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料を提出 ・交付年度内で実際に支出された経費を対象とすること、携帯電話料金、新聞購読料、年会費など継続性のある支出は、交付年度を含む1年分を限度とすること、議員の職に就く前の利用実績分は、計上できないものとする ・議員の任期内に利用実績があっても、議員の職を辞した後に支出された場合は、計上できないものとする。 ・区政報告書を郵送や新聞折込み等で配布する場合は、配布期間や配布部数を明らかにする。 ・区議会ホームページで、政務活動費調査検討委員会の開催回数や規程改正等の検討結果（過去5年分）及び政務活動費専門委員会の委員構成等を公開する。
令和3年	○決定事項 ・杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告会、研修会、講演会等を開催する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとする。 ・区政報告会、住民協議会等を開催する場合、次第や配布資料等、内容が分かる資料を提出
令和4年	○決定事項 以下の項目について、引き続き令和4年度に検討を行う。 ・按分の割合（上限）が定められていない経費の按分割合の設定について ・区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開について
令和5年	○決定事項 以下の項目について、引き続き令和5年度に検討を行う。 ・按分の割合（上限）が定められていない経費の按分割合の設定について ・区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開について ・手引書に当区議会に関する裁判例を掲載することについて
令和6年	○決定事項 以下の項目について、引き続き令和6年度に検討を行う。 ・按分の割合（上限）が定められていない経費の按分割合の設定について ・区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開について ・手引書に当区議会に関する裁判例を掲載することについて ・事務所自宅兼用の固定電話に係る通信費について

令和7年	○決定事項 ・按分の割合（上限）が定められていない経費に対する按分割合を設定することについては、現状、各議員・会派の自律的な判断により都度適切に計上されていることが認められることから、現行どおりとすることで、検討を完了 また、以下の項目について、引き続き令和7年度に検討を行う。 ・区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開について ・手引書に当区議会に関する裁判例を掲載することについて ・事務所自宅兼用の固定電話に係る通信費について
------	--

2 自主改善

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成18年度分までは写し）及び収支報告書を議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応しており、平成18年12月には、収支報告の際に、領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を、全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（平成19年5月1日施行）を制定し、さらに客観性をより担保させるため、学識経験者等からの意見を踏まえ、政務調査費の「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」を定めている（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）。

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務活動費調査検討委員会」において、学識経験者を構成員とする「杉並区議会政務活動費専門委員会」の意見を踏まえ、使途に関する事項などについて検討を重ね、関連規程や手引きの改正等を行っている。

今後も引き続き、社会情勢や他自治体の動向、判例等を参考にしながら、使途に関する事項や監査結果の指摘事項、その他の個別課題について、政務活動費調査検討委員会を中心に、不断の検証と見直しを行う。

3. 金額の推移

年 度	議員一人当たり金額
昭和 35 年度	年 6,000 円
36～38 年度	年 32,000 円
39～42 年度	年 50,000 円
43～51 年度	月 10,000 円
52～55 年度	月 25,000 円
56～57 年度	月 50,000 円
58～60 年度	月 60,000 円
61～62 年度	月 70,000 円
63 年度	月 90,000 円
平成 元年度	月 100,000 円
2～3 年度	月 120,000 円
4～6 年度	月 150,000 円
7 年度～	月 160,000 円

令和6年度 政務活動費支出状況

政務活動費	月額：160,000円
-------	-------------

議員・会派名		交付金額(A)	支出額総額(B)	返納額(A-B)	交付金額に対する執行率(B÷A)	備考
個人交付分	1 安 齊 あ き ら 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	2 岩 田 い く ま 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	3 宇 田 川 ゆ う じ 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	4 大 和 田 伸 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	5 奥 田 雅 子 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	6 そ ね 文 子 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	7 藤 本 な お や 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	8 ほ ら ぐ ち と も こ 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	9 前 山 な お こ 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	10 松 尾 ゆ り 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	11 松 本 み つ ひ ろ 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	12 安 田 マ リ 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	13 横 田 政 直 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	14 吉 田 あ い 議 員	1,920,000	1,920,000	0	100.0%	—
	15 堀 部 や す し 議 員	1,920,000	1,917,661	2,339	99.9%	—
	16 わ た な べ 友 貴 議 員	1,920,000	1,916,899	3,101	99.8%	—
	17 あ か ね が く ぼ 舞 議 員	1,920,000	1,915,550	4,450	99.8%	—
	18 赤 坂 た ま よ 議 員	1,920,000	1,914,863	5,137	99.7%	—
	19 矢 口 や す ゆ き 議 員	1,920,000	1,914,361	5,639	99.7%	—
	20 井 口 え み 議 員	1,920,000	1,904,012	15,988	99.2%	—
	21 田 中 ゆ う た ろ う 議 員	1,920,000	1,893,890	26,110	98.6%	—
	22 倉 本 み か 議 員	1,920,000	1,882,920	37,080	98.1%	—
	23 て ら だ は る か 議 員	1,920,000	1,882,545	37,455	98.0%	—
	24 脇 坂 た つ や 議 員	1,920,000	1,845,836	74,164	96.1%	—
	25 ブ ラ ン シ ャ ー 明 日 香 議 員	1,920,000	1,495,359	424,641	77.9%	—
	26 山 名 か な こ 議 員	1,920,000	1,395,918	524,082	72.7%	—
	27 松 本 浩 一 議 員	1,920,000	1,229,945	690,055	64.1%	—
	28 木 梨 も り よ し 議 員	1,920,000	1,138,700	781,300	59.3%	—
	29 へ ん み 純 一 議 員	1,920,000	1,073,007	846,993	55.9%	—
	30 小 林 ゆ み 議 員	1,920,000	1,042,294	877,706	54.3%	—
	31 ひ わ き 岳 議 員	1,920,000	988,133	931,867	51.5%	—
	32 鈴 木 ち づ る 議 員	1,920,000	968,040	951,960	50.4%	—
	33 浅 井 く に お 議 員	1,920,000	464,398	1,455,602	24.2%	—
	34 奥 山 た え こ 議 員	1,920,000	60,418	1,859,582	3.1%	—
	35 田 中 朝 子 議 員	1,920,000	0	1,920,000	0.0%	—
	36 井 口 か づ 子 議 員	0	0	0	—	交付なし
	小計(C)	67,200,000	55,724,749	11,475,251	82.9%	
会派交付分	1 日本共産党杉並区議団(6名)	11,520,000	10,177,199	1,342,801	88.3%	—
	2 杉並区議会公明党(6名)	11,520,000	5,672,794	5,847,206	49.2%	—
	小計(D)	23,040,000	15,849,993	7,190,007	68.8%	
合計(C+D)		90,240,000	71,574,742	18,665,258	79.3%	

*交付金額順、執行率順、五十音順